

入札に係る落札可能届について

瀬戸内市総務部契約管財課長

積算疑義の申立てを行うことができる案件を応札する場合にあって、積算疑義申立期限までに瀬戸内市以外の機関の入札に参加するため、配置可能な技術者等の数に変更の可能性がある場合は、落札可能届の下部余白において、発注機関名、案件名、入札予定日（以下「発注機関名等」という。）を記載し、開札日の前日までに落札可能届を必ず届け出てください。

また、指定した積算疑義申立期限までに、瀬戸内市以外の機関の入札において落札者または落札候補者となった場合、落札可能件数を変更しますので、直ちに契約管財課に電話連絡してください。

発注機関名等の記載がない場合若しくは電話連絡がない場合、または落札可能届の提出がない場合で、落札者又は落札候補者となった後に、技術者等の不足を理由に落札者又は落札候補者を辞退した場合は、指名停止としますのでご注意ください。

以上